＋“号証の”＋“△”（枝番の番号，半角で桁数は最も大きいものに合わせる。）＋“.”＋ファイル形式

例１）枝番無し（枝番を除く証拠の数が10以上99以下）の場合：甲01号証.pdf

例２）枝番有り（枝番を除く証拠の数が100以上999以下，枝番の数が10以上99以下）の場合：乙119号証の01.pdf

(3)　各号証について，１頁目の右上に「甲／乙○号証」と赤文字で表示しなければならない。

附　則

この告示は，令和八年五月二十一日から施行する。

○気象庁告示第三号

気象業務法施行規則（昭和二十七年運輸省令第百一号）第二十条第一項第一号の規定に基づき，気象業務法施行規則第二十条第一項第一号の規定による養成課程を定める件の一部を改正する告示を次のように定める。

令和八年四月三十日

気象庁長官　野村　竜一

気象業務法施行規則第二十条第一項第一号の規定による養成課程を定める件の一部を改正する告示

気象業務法施行規則第二十条第一項第一号の規定による養成課程を定める件（平成六年気象庁告示第七号）の一部を次のように改正する。

次の表により，改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
一　海上自衛隊第二術科学校幹部専門気象海洋課程（令和六年度まで実施されていた海上自衛隊第一術科学校幹部専門気象海洋課程を含む。），航空自衛隊第四術科学校気象幹部課程並びに防衛大学校理工学研究科地球工学気象学系列及び高層気象系列	一　海上自衛隊第一術科学校幹部専門気象海洋課程，航空自衛隊第四術科学校気象幹部課程並びに防衛大学校理工学研究科地球工学気象学系列及び高層気象系列
二　（略）	二　（略）
三　一般財団法人気象業務支援センター（平成六年三月十五日に財団法人気象業務支援センターという名称で設立された法人をいう。）が行う気象事業者上級職員特別講習	三　財団法人気象業務支援センター（平成六年三月十五日に財団法人気象業務支援センターという名称で設立された法人をいう。）が行う気象事業者上級職員特別講習

附　則

この告示は，公布の日から施行する。

その他告示

○法務省告示第三十七号

公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第七条ノ二第一項の規定により，次に掲げる公証人に電磁的記録に関する事務を行わせる。

この告示は，告示の日から効力を生ずる。

令和八年四月三十日

法務大臣　平口　洋

さいたま地方法務局所属　櫻井　佐英

大阪法務局所属　遠藤　敏郎

富山地方法務局所属　田中　聖浩

○財務省告示第百二十六号

租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第三十九条の二十二第二項の規定に基づき，個人の各年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入する租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第二十八条第一項第四号に掲げる負担金又は法人の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入する同法第六十六条の十一第一項第五号に掲げる負担金に係る公益法人等並びに基金及び期間を指定する件（平成二十七年九月財務省告示第三百十三号）の一部を次のように改正する。

令和八年四月三十日

財務大臣　片山さつき

別表公益社団法人配合飼料供給安定機構（東京都中野区中央五丁目八番一号）の項中「まで及び」を「まで，」に改め，「令和八年三月三十一日まで」の下に「及び同年四月三十日から令和九年三月三十一日まで」を加える。

○農林水産省告示第六百五十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により，次のように保安林の指定をする。

令和八年四月三十日

農林水産大臣臨時代理

国務大臣　金子　恭之

一　保安林の所在場所　岩手県奥州市胆沢若柳字大歩二九

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は，択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は，当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は，次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は，省略し，その関係書類を岩手県庁及び奥州市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百五十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により，次のように保安林の指定をする。

令和八年四月三十日

農林水産大臣臨時代理

国務大臣　金子　恭之

一　保安林の所在場所　福井県福井市坪谷町六五字里豆一一から二一まで，六六字横尾峯一五から二二まで，二七，二九，三一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は，択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は，当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は，次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は，省略し，その関係書類を福井県庁及び福井市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百五十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により，次のように保安林の指定をする。

令和八年四月三十日

農林水産大臣臨時代理

国務大臣　金子　恭之